様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月31日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）まるかしょくひんかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 まるか食品株式会社  （ふりがな）かわはら　かずのぶ  （法人の場合）代表者の氏名 川原　一展  住所　〒722-0212  広島県 尾道市 美ノ郷町本郷４５５番地１０  法人番号　1240001038551  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　まるか食品株式会社　DX戦略 2025 | | 公表日 | ①　2025年 9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　まるか食品株式会社HPで公表  　https://e-maruka.co.jp/blog/approach-dx/dx-strategy2025/  　まるか食品株式会社「DX戦略2025」にて記載  1.DXに関するトップメッセージ  2.経営理念・経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | ①　【DXに取り組む背景】  現代のデジタル技術は急速に進歩し、特に生成AIの技術は飛躍的な進化を遂げています。一方で、当社を取り巻く環境は、長引く原材料価格やエネルギー、輸送費の高騰に加え、深刻化する人手不足、主要原料である水産物の不漁など、厳しさを増しています。また、食品ロス削減や脱炭素への取り組みといった社会的な要請も一層強まっています。  このような変化に対応し、持続的な成長を遂げるため、私たちは社内業務へ積極的にデジタル技術を導入します。アナログな業務プロセスをデジタルに移行し、非効率な部分を抜本的に改善することで、生産性の向上と地球環境に配慮した生産体制を構築します。これにより、お取引先様やお客様にご満足いただける価値を提供し続けてまいります。  【経営ビジョン】  私たちは、デジタル技術の進歩が著しい現代において、最新デジタル技術やデータの活用を通して社内効率化を図り、顧客拡大と顧客満足度向上に努めてまいります。  また、個人のライフスタイルが多岐に及ぶ時代に合わせて、瀬戸内の資源を生かした「おつまみスナック」を中心に、お客様一人一人に食のライフスタイルの提案ができる「おつまみスナックのワードローブ」と呼ばれるような企業になります。  社内外共にデジタル化による変革を進め、3年後には「おつまみスナック」業界で広島県でNO.1、5年後には全国でNO.1となるような、瀬戸内の素材、風土、空気を活用し瀬戸内を代表する商品・会社づくりに尽力いたします。  ※衣装箱を示すワードローブが人の幸せをもたらすように、「おつまみスナックのワードローブ」は、その人の食の好みがつまった何通りもの組み合わせが可能な幸せの箱を示します。お客様の好みをデータで把握し、一人ひとりのその日の気分や場面に合わせた食の組合せの提供を行います。  【ビジネスモデル】  現在の私たちのお客様はBtoBが中心ですが、コロナ禍の中で「宅飲み」というライフスタイルが定着したこともあり、 BtoC向けも視野にいれてお客様のニーズをデータで把握したうえで、お客さまの生活に、幸せな”ワォ!!”を提供し喜んでいただける商品開発が必須だと考えています。デジタル技術やデータを活用することで、社内外を問わず、より効率的で効果的なビジネスを実現し、顧客の満足度を高く維持できる企業を目指していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年　9月　25日に開催された取締役会で、「DX戦略2025」は承認された。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　まるか食品株式会社　DX戦略 2025 | | 公表日 | ①　2025年 9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　まるか食品株式会社HPで公表  　https://e-maruka.co.jp/blog/approach-dx/dx-strategy2025/  　まるか食品株式会社「DX戦略2025」にて記載  3.DX戦略（社内DX戦略） | | 記載内容抜粋 | ①　3.DX戦略（社内DX戦略）  経営ビジョン達成のために、以下のDX戦略に取り組みます。  ①BtoBの改善  ・Looker Studio等を活用した販売データ分析に基づき、お客様に最適な発注数量を提案  ・紙で受け取った受注伝票はOCR技術でデータ化し、入力業務の自動化と効率化  ・生産計画の作成を生成AIで自動化  ②BtoCの強化  ・瀬戸内の風土をはじめとして各地方のご当地の商品を多く開発  ⇒マーケティングの強化により、お客様との連携による新商品開発とファン化を推進  ③新商品開発  ・「おつまみスナックのワードローブ」になる  ・お客様アンケートや口コミをデータ解析し新商品開発を行い、更なる改善を実施。  ・多様化するライフスタイルに合わせた商品提供で他社と差別化  ④DX人材育成  ・DX推進の土台となる人材の育成  ⇒ITパスポートの試験合格者と社内勉強会を定期的に行い業務に関わるデジタル技術活用人材の育成 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年　9月　25日に開催された取締役会で、「DX戦略2025」は承認された。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　まるか食品株式会社　DX戦略 2025  　まるか食品株式会社「DX戦略2025」にて記載  4.体制・人材育成  6.数値目標（KPI） | | 記載内容抜粋 | ①　4.体制・人材育成  社長を委員長としたDX推進委員会を設置し、DX実務執行総括責任者（川原社長）が中心となり月に一度の話し合いを通してDXを推進します。また、各部署に横展開し、デジタル技術を使い顧客満足度を向上し、DX人材育成を実施します。  基本的なDX人材育成の方針は、ITパスポートの試験合格者を長期的に10名、社内勉強会を定期的に行い業務に関わるデジタル技術の向上を目指します。  6.数値目標（KPI）  ITパスポートの試験合格の促進  2028年までにITパスポート試験合格者を増やす　5名  社内勉強会を行い、デジタル技術活用人材を育成  2028年までに　実施回数　年24回 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　まるか食品株式会社　DX戦略 2025  　まるか食品株式会社「DX戦略2025」にて記載  5.デジタル技術、環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、DX推進のために毎年売上の0.5％を投資し、以下の既存システムの見直しや新規システムの検討により、デジタル技術の導入や環境整備に努めます。  既存システム  ・GoogleWorkSpace　管理ルール、使用マニュアルの策定　2027年度内に完了  ・会計ソフト　財務データの分析　2027年度内に完了  ・勤怠システム　有休管理等のデジタル化　2026年度内に完了  ・受注システム　紙の受注をOCRで取込　2026年度内に完了  ・生産管理システム　生産指示書のペーパーレス化　2028年度内に完了  新規システム  ・稼働状況管理システム　生産ラインの稼働状況をモニタリングできるシステム　2029年度内に完了  ・生成AI　生成AIで業務改善　2030年度内に完了 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　まるか食品株式会社　DX戦略 2025 | | 公表日 | ①　2025年 9月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　まるか食品株式会社HPで公表  　https://e-maruka.co.jp/blog/approach-dx/dx-strategy2025/  　まるか食品株式会社「DX戦略2025」にて記載  6.数値目標（KPI） | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の達成状況を測る指標として下記を定めます。実行計画を立案したうえで、取り組みを行い、各部署ごとに目標値の達成状況を月1度評価を行いながら目標達成できるようPDCAサイクルを回していきます。  ・ルッカースタジオを活用し、販売分析データから数量を決定し、効率のいい究極の受注生産に立ち返り、食品ロス削減  2027年までに食品ロスの現状把握、削減活動  計測値より食品ロス　50％削減  ・SNSによるダイレクトマーケティング  2027年までにLINE登録者数を増加  会員数　1万人  ・ニーズの把握からファンの増加を図り、顧客との連携による新商品の開発  2027年までに顧客との連携による新商品開発  顧客との連携による　新商品　年1個達成  ・ITパスポートの試験合格の促進  2028年までにITパスポート試験合格者を増やす  5名  ・社内勉強会を行い、デジタル技術活用人材を育成  2028年までに  実施回数　年24回 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月11日 | | 発信方法 | ①　まるか食品はDXへ取り組み続けます  　まるか食品株式会社HP「お知らせ＆ブログ」にて公表  　https://e-maruka.co.jp/blog/news/initiatives-for-dx/  　まるか食品株式会社HPの「お知らせ&ブログ」の「まるか食品はDXへ取り組み続けます」のページに進捗等に関する方針を実務執行総括責任者である社長自らが行っている。 | | 発信内容 | ①　DXで開拓し続ける、まるか食品の未来  私たちは、デジタル技術を駆使し、原材料価格の高騰や人手不足といった厳しい環境を乗り越え、持続的な成長を遂げるため、DXを一層加速させてまいります。  今後はさらに、お客様との連携を強化し、お客様アンケートや口コミをデータ解析することで、多様化するライフスタイルに合わせた商品を提供し続けます。  また、DXの土台となる人材育成にも注力します。ITパスポートの試験合格者や社内勉強会を通じて、業務に関わるデジタル技術活用人材を育成し、お客様に「安心」で「おいしい」商品をお届けしていきます。  これからも、皆さまのご愛顧とご指導を宜しくお願いします。  まるか食品代表取締役社長　川原一展 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。